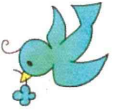


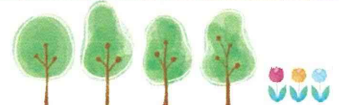
各機関の連絡先 2



● 全国被害支援ネットワーク加盟組織一覧(NPO法人全国被害者支援ネットワークホームページ)

<http://www.nnvs.org/list/index.html>

名称	電話番号
北海道 (公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター内) 北海道被害者相談室	011-232-8740 月～金 10時～16時
北海道 (一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター内) 北・ほっかいどう被害者相談室	0166-24-1900 月～木 10時～15時
青森 公益社団法人あおもり被害者支援センター	017-721-0783 月～金 10時～17時 水は20時30分まで
岩手 公益社団法人いわて被害者支援センター	019-621-3751 月～金 13時～17時
宮城 公益社団法人みやぎ被害者支援センター	022-301-7830 火～金 10時～16時 月は予約の相談日
秋田 公益社団法人秋田被害者支援センター	0120-62-8010 / 018-893-5937 月～金 10時～16時
山形 公益社団法人やまがた被害者支援センター	023-642-7830 月～金 10時～16時
福島 公益社団法人ふくしま被害者支援センター	024-533-9600 月～金 10時～16時
茨城 公益社団法人いばらき被害者支援センター	029-232-2736 月～金 10時～16時
栃木 公益社団法人被害者支援センターとちぎ	028-643-3940 月～金 10時～16時
群馬 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	027-243-9991 月～金 10時～15時
千葉 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450 月～金 10時～16時
東京 公益社団法人被害者支援都民センター	03-5287-3336 月・木・金 9時30分～17時30分 火・水～19時
埼玉 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830 月～金 9時～16時
神奈川 認定NPO法人神奈川被害者支援センター	045-311-4727 月～土 9時～17時 045-328-3725 月～金 10時～16時 (性被害専用)
新潟 公益社団法人にいがた被害者支援センター	025-281-7870 月～金 10時～16時
石川 公益社団法人石川被害者サポートセンター	076-226-7830 火～土 13時30分～16時30分
福井 公益社団法人福井被害者支援センター	0120-783-892 / 0776-88-0801 月～金 10時～16時
富山 公益社団法人とやま被害者支援センター	076-413-7830 月～金 10時～16時
長野 認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター	026-233-7830 長野相談室 0263-73-0783 中信相談室 0265-76-7830 南信相談室 月～金 10時～16時
山梨 公益社団法人被害者支援センターやまなし	055-228-8622 月～金 10時～16時
岐阜 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 / 058-268-8700 月～金 10時～16時
静岡 NPO法人静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011 月～金 10時～16時
愛知 公益社団法人被害者サポートセンターあいち	052-232-7830 月～金 10時～16時
三重 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830 月～金 10時～16時
滋賀 NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 / 077-521-8341 月～金 10時～16時
京都 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 / 0120-60-7830 月～金 13時～18時
大阪 認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365 月～金 10時～16時
兵庫 公益社団法人・NPO法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833 火・水・金・土 10時～16時
奈良 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 月～金 10時～16時 0744-23-0783 中南和相談コーナー 火のみ 10時～16時
和歌山 公益社団法人紀の国被害者支援センター	073-427-1000 月～金 10時～16時 土13時～16時 第1・3土は女性の被害に関する専門相談日
島根 一般社団法人島根被害者サポートセンター	0120-556-491 月～金 10時～16時
岡山 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)	086-223-5562 月～土 10時～16時
広島 公益社団法人広島被害者支援センター	082-544-1110 月・水・木・土 10時～16時
山口 NPO法人山口被害者支援センター	083-974-5115 月～金 10時～16時
鳥取 公益社団法人とっとり被害者支援センター	0857-30-0874 月～金 10時～16時



各機関の連絡先 3



全国被害支援ネットワーク加盟組織一覧(つづき)

名称	電話番号
愛媛 一般社団・NPO法人被害者こころの支援センターえひめ	089-905-0150 火～土 10時～16時
高知 NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867 月～金 10時～16時
香川 NPO法人被害者支援センターかがわ	087-897-7799 月～金 10時～16時
徳島 公益社団法人徳島被害者支援センター	088-678-7830 月・水・木・金 9時～16時
福岡 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 月～金 10時～16時
佐賀 NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	0952-33-2110 月～金 10時～17時
長崎 公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977 月～金・第2土 10時～16時
熊本 公益社団法人くまもと被害者支援センター	096-386-1033 月～金 10時～16時
大分 公益社団法人大分被害者支援センター	097-532-7711 月～金 10時～16時
宮崎 公益社団法人みやざき被害者支援センター	0985-38-7830 月～金 10時～16時
鹿児島 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341 火～土 10時～16時
沖縄 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830 月～金 10時～16時

● 性暴力被害専用の相談窓口(2014年3月現在)

名称	電話番号
北海道 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH	050-3786-0799 月～金 13時～20時 土日祭日・12/29-1/3除く
福島 性暴力被害救援協力機関(SACRAふくしま) SACRAホットライン	024-533-3940 月・水・金 10時～20時 火・木 10時～16時 土日・祝祭日 年末年始を除く
東京 性暴力救援センター・東京(SARC東京)	03-5607-0799 24時間ホットライン http://mobilesaq-en.mymp.jp/
レイプクライシスセンター つぼみ	03-5577-4042 月～金 14時～17時 祝日除く http://crisis-center-tsubomi.com/
愛知 ハートフルステーション・あいち	0570-064-810 月～土 9時～20時 (ただし、愛知県内から通話可能)
大阪 性暴力救援センター・大阪(SACHICO)	072-330-0799 24時間ホットライン http://www.sachico.jp/
兵庫 性暴力被害者支援センター・神戸	078-993-1225 月～金 9時～17時 土9時～13時 日祝・年末年始休み http://1kobe.jimdo.com/
和歌山 性暴力救援センター和歌山 わかやまmine(マイン)	073-444-0099 相談・医療 9時～17時 (土日～16時30分、祝日・年末年始除く) 緊急医療 9時～22時 (年末年始を除く)
島根 しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」	0852-28-0889 http://sahime.onnanokonotameno-er.com/
福岡 性暴力被害者支援センターふくおか	092-762-0799 年末年始を除く全日9時～24時
佐賀 性暴力救援センター・さが	0952-26-1750 月～金 9時～17時(救急受診はこの限りではない) http://www.avance.or.jp/mirai.html

● 法テラス(日本司法支援センター) ホーム > 法テラス犯罪者被害者支援

<http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/>

● 日本弁護士連合会 HOME > 法律相談ガイド > 犯罪の被害に遭われた方へ

http://www.nichibenren.or.jp/contact/crime_victims.html

● 全国の精神保健福祉センター一覧(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>



(本冊子の参考文献)

小西聖子著『増補新版』犯罪被害者の心の傷』(白水社, 2006)



性暴力被害についての誤解・偏見



性暴力被害については、さまざまな誤解や偏見があるため、被害者自身も、それを信じていて、自分を責めていることがあります。ここであげたのは一部ですが、このような誤解や偏見で自分を責めないようにしましょう。

“若い女性にだけ
レイプ被害は
起きる”

実際には

幼い子どもから高齢者まで、あらゆる年代の女性が被害にあっています。女性だけでなく、男性も被害にあっています。

“被害者側の
服装や行動が
被害をもたらす”

実際には

実際には、被害女性の多くは特別に挑発的な服装をしているわけではありません。しかし、被害者がどのような服を着ていたとしても、どのような行動であったとしても、相手が望まない行為をしてはいけません。

“抵抗しなかったのは
「合意があった」
ということだ”

実際には

被害者は、「抵抗しない」のではなく、「抵抗できない」のです。抵抗したら殺される、とてもかなわないと思ったり、恐怖心のために、声をあげることさえできないのです。脅しやお酒などで抵抗できなくされていることもあります。

“日本で被害に
あうことは
まれなことだ”

実際には

内閣府の調査によると、一生の間でレイプの被害を経験したことがある女性は全体のおおよそ6~7%います。実際には、15-16人に1人が被害にあっているのです。

“加害者は
見知らぬ人が多い”

実際には

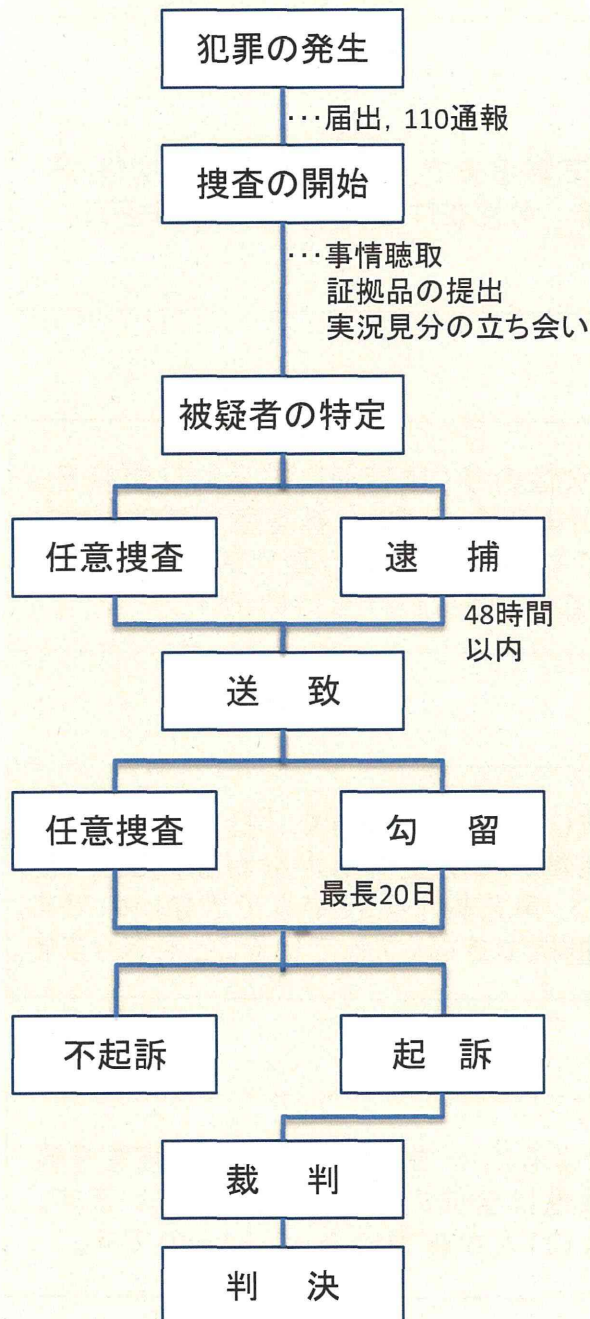
内閣府の調査によると、顔見知りの者やよく知っている者からの被害が約8割になっています。むしろ見知らぬ人からの被害の方が少ないのです。



* 24-25ページは、警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)の内容を引用して記載しています。

<刑事手続きの流れ>

犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続きのことを刑事手続きといい、これは、大きく、捜査、起訴、公判の3つの段階に分かれます。



捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認める者を被疑者といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕しますが、逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、裁判官に対して勾留の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることとなります。

被疑者が勾留されている間にも、警察は、様々な捜査活動を行います。

* 被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取調べ、証拠をそろえた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

起訴

検察官は、勾留期間内に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を起訴

裁判にかけない場合を不起訴、といいます。

* 起訴については、

- ・通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求
- ・一定の軽微な犯罪について書面審理により罰金や料金を命ずる裁判を簡易裁判所に対して請求する略式命令起訴 とがあります。

また、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

なお、起訴された被疑者を被告人といいます。

公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

公判手続きの間、被告人が逃亡するおそれがあるなどの場合には、裁判所は、被告人を勾留することとなります。

* 犯人が少年(20歳未満)の場合には、少年審判手続き等による場合があります、手続きに違いがあります。

<警察からの被害者の方へのお願い>

被害者の方には、刑事手続上必要な様々なお願いをし、そのことでご負担をおかけすることもあると思います。

ご本人にとっては、早く忘れたい事件をもう一度思い出すようでつらいことと思いますが、犯人を逮捕し、厳しく処罰する上で非常に重要なことばかりです。

あなたのため、そして同じような被害に遭う人をなくすためにも、是非ともご協力をいただきたいと思います。具体的には次のようなことがあります。

事情聴取

- 犯行の状況や犯人の様子などについて詳しくお聞きします。
- 被害者の方には思い出したくないこと、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします
- 詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながります。

証拠品の提出

- 被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出いただくことがあります。これらは物的証拠として公判において非常に重要なものですので、ご協力ください。
- 証拠として提出していただいた物は、捜査上も裁判上もこちらで保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします。(還付)
- その証拠品をまだ保管する必要があっても、所有者の方が返してもらいたいときには、請求していただければ、仮にお返しすることができる場合があります。(仮還付)
- また、返してもらわないといけないと思われるものは、提出時などに所有権放棄の手続きをしていただければ、捜査上も裁判上もこちらで保管する必要がなくなった後に、他人の目に触れないように処分いたします。

実況見分の立会い

- 実況見分は、事件に遭った状況などを明らかにするために行います。
- 被害者の方には、状況の説明のため、立ち会っていただくこともあります。
- ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や立証に不可欠な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

検察官による事情聴取

- 被害者の方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聴かれることもあります。「どうして同じ事を繰り返し聴かれるのだろう」と思われるかもしれませんが、検察官が起訴、不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

公判での証言

- 公判が始まると、被害者の方に裁判所で証言していただく必要が出てくる場合もあります。



本冊子の制作： 浅野敬子, 中島聡美, 金吉晴
〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 成人精神保健研究部

制作年月日： 2014年3月

この冊子の全部あるいは部分の無断転載を禁じます。

この冊子は、平成23-25年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(精神障害分野))「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」(研究代表者金吉晴)による研究の成果として作成されました。

厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(精神障害分野))

大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と

対応ガイドラインの作成・評価に関する研究

平成 25 年度 分担研究報告書

東日本大震災後の宮城県職員 の 精神健康状態 と 関連要因 :

① バーンアウトとその関連要因の検討

分担研究者 ○鈴木友理子 独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
成人精神保健研究部 災害等支援研究室長

研究協力者 深澤 舞子 独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究
金 吉晴 独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

(○は執筆者)

研究要旨

【目的】自治体職員は災害後、自ら被災しながら膨大な業務に追われる。時間が経過すると、精神健康とともに、バーンアウトが労務管理上の課題となる。行政職員のバーンアウトの状態およびその関連要因を明らかにすることを目的とした。

【方法】東日本大震災の発生後に3回実施された宮城県職員の自記式健康調査の第1回調査(2011年5月)、第2回調査(同10月)、第3回調査(2012年7月)のデータを連結して、すべての調査に回答した3,174名(全職員の60.0%)を解析対象とした。分析のアウトカムは職務上のバーンアウト(Maslach Burnout Inventory-General Survey MBI)とし、震災業務、過重労働、職場環境、被災状況、基本属性の領域の要因について、関連を検討した。

【結果】バーンアウトが疑われたものは、481人(15.1%)であった。バーンアウトのリスクを高めていたのは、女性、最長労働月の時間外勤務、調査時点で休息が不十分なこと、職場内コミュニケーションが不良であること(2011年5月と、2012年7月)、半壊以上の家屋損壊であった。疲弊感については、女性、保健福祉部、調査時点での震災関連業務の従事、調査前月の時間外勤務時間、自宅外生活が影響を与えていた。シニジズムについては、女性、最長労働月の時間外勤務、調査時点で休息が不十分なことと職場内コミュニケーション不良が関連していた。職務効能感の低下には、女性、50-65歳、調査時点での職場内コミュニケーション不良が関連していた。

【結論】バーンアウトには、過重労働、職場環境といった平常時に共通するリスクファクターに加えて、災害時の要因として、家屋損壊はリスクを増していたが、震災関連業務がリスクを増すという仮説は支持されなかった。過重労働については、最長労働月の時間外勤務、調査時点の不十分な休養が、職場環境については、震災初期と調査時点のコミュニケーションの状態が影響を与えていた。

A. 研究目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災後、被災自治体の行政職員の業務は増大し、健康への悪影響が懸念されている。東日本大震災の被災地における行政職員のストレスに対し、多くの現場からの支援経験をもとに警鐘が鳴らされている(加藤,他, 2011)。このような現場からの声を集約して、日本精神神経学会からも「被災自治体(県、市町村)職員の健康に関する緊急要請」として声明が発せられた

(http://www.jspn.or.jp/info/daishinsai/taisaku_info/geje_emergency_appeal2011_07_21.html)。

宮城県では、東日本大震災後に職員の心身の健康状態への意識を促し、メンタルヘルス維持のために職員を対象とした健康調査が実施された。これらのデータを二次解析した結果、震災から2か月後の第1回調査から被災の程度が大きいことが、行政職員のメンタルヘルスに影響を与えており、精神的不調者の割合は、被災規模が大きかった職員で多く、これらで異なるリスクファクターが明らかになった(Fukasawa, In press)。また、震災から7か月後の第2回調査から、週1日程度の休暇をとること、職場のコミュニケーションのレベルによって、精神健康に影響を与える要因は異なっており、特にコミュニケーションが良くない職員においては、被災後の苦情対応、被災状況などが影響を与えていることが明らかになった(Suzuki, In press)。

時間が経過すると、精神健康とともに、バーンアウトが労務管理上の課題であると現場から指摘があり、被災後の行政職員のバーンアウトおよびその関連要因を明らかにすることが、今後のメンタルヘルス対策

に資することと考えられた。そこで、本研究では、震災から16か月後に行われた第3回健康調査データを二次解析して、行政職員におけるバーンアウトの程度を測定し、震災関連業務、長時間労働、職場環境、被災状況の領域から、その関連要因を検討した。

仮説としては、バーンアウトには、平常時に報告されている長時間労働、職場環境といった要因に加え、震災関連業務や被災状況が影響を与えている、とした。また、バーンアウトは、情緒的消耗感、シニシズム、職務効能感の低下の3つの下位尺度によって構成されるが(Maslach, 1986, Maslach, 2002)、特に情緒的消耗感については、震災関連業務の影響の程度が大きいという仮説をもち、これを検証した。

B. 研究方法

1) 対象

宮城県の全職員5,305名が健康調査の対象とされた。

2) デザイン

上記を対象とした縦断調査を行った。第1回調査は2011年5月、第2回調査は2011年10月、第3回調査は2012年7月に実施された。本解析は、第3回目調査のバーンアウト状態をアウトカムとし、第1回調査、第3回調査時の状況を説明変数として分析した、横断研究である。

3) 調査方法

宮城県の厚生課を通じて、宮城県の全職員に対して、職員ポータルサイトを通じて実施された。記名による自記式調査である。本研究は、匿名化したデータを二次使用の許可を得て実施した。

4) 観察項目

(1) 職務上のバーンアウトとして、Maslach Burnout Inventory-General Survey 日本語版を使用した(北岡, 2011)。

バーンアウトとは、職場環境で、情緒的、対人関係上のストレスに反復的、そして持続的にさらされることで生じる心理的反応である(Maslach, 1986)。Maslach は、このような状態をバーンアウトと定義し、心理尺度を開発し、これは疲弊感、シニシズム、職務効能感の低下という3つの側面に分けられるとした(Maslach, 2001)。なかでも、疲弊感はその状態像の中核をなし(Koeske, 1989)、シニシズムに影響を与えると考えられている(Bakker, 2000)。また、疲弊感が続くことで、職務効能感の低下につながるものが指摘されているが、独立した側面であるという報告もある(Toppinen-Tanner, 2002)。バーンアウトの評価にはいくつかの方法が報告されているが(Maslach, 1986)、ここではまず、疲弊感、シニシズム、職務効能感の低下のそれぞれの下位尺度において上位25%のものをハイリスク群と区分した。そして、疲弊感の他に1つ以上の下位尺度でハイリスクの基準を満たしたものを、バーンアウト疑いと定義した。この「疲弊感+1」はオランダ、スウェーデンの産業保健の場面で用いられている基準であるが、日本における妥当性の検証は行われていない(北岡, 2011)。

(2) 震災関連業務変数として、所属(2011年5月)、震災関連業務への従事の有無(2011年5月)、従事の程度に関する5段階評価(2012年7月)、苦情対応、遺体関連業務(そ

れぞれ2011年5月)の自己申告を求めた。震災関連業務の従事の程度(2012年7月)については、本来業務として行っている・震災関連業務中心とそれ以外(本来業務と震災関連業務が同程度・本来業務中心・震災関連業務は行っていない)に区分した。

(3) 長時間労働として、前月および最長労働月の時間外労働時間(2012年7月)を尋ねた。記入された時間数を、20時間未満、20時間以上40時間未満、40時間以上に区分した。休養については、休日の有無(2011年5月)、休養がとれているか(2012年7月)に関する自己申告を求めた。休養がとれているかは、十分取れている、まあまあ取れている、どちらともいえない、あまりとれていない、ほとんどとれていない、の5段階評価を求め、十分とれている・まあまあとれている、それ以外に区分した。

(4) 職場環境として、被災地域(内陸部/沿岸部)(2011年5月)、職場コミュニケーション(2011年5月、2012年7月)を尋ねた。2011年5月には、かなりとれている、まあまあとれている、とれていないの3段階、2012年7月には、かなりとれている、まあまあとれている、どちらともいえない、とれていないの4段階で主観的評価を求め、まあまあとれている・かなりとれている/とれていない・どちらともいえない、に区分した。

(5) 被災状況として、家屋損壊(2012年7月)、喪失体験(2011年5月)、避難所生活(2011年5月)を検討した。

(6) 基本属性として、性、年齢(10歳階級)、を尋ねた。

5) 統計解析

分析対象は、調査に回答した宮城県職員（1回目調査 4,334名、2回目調査 4,413名、3回目調査 4,662名）のうち、1回目調査から3回目調査のデータを連結して、全ての調査に回答した3,174名(全職員の60.0%)である。

分析のアウトカムは、第3回調査時点にバーンアウトが疑われるものとした。このバーンアウト疑いを予測する変数を同定するために、多変量ロジスティック解析を行った。説明変数としては、震災業務、長時間労働、職場環境、被災状況のそれぞれの領域の変数を検討した。また、基本属性として、性、年齢(10歳階級)の変数を一括投入して、それぞれのオッズ比および95%信頼区間を算出した。

また、MBIの3つの下位尺度についても、それぞれ上位25%のものをハイリスク集団として、これらを予測する変数を同定するために、同様の分析を行った。

解析は全てStata 12.0 for Windows (StataCorp LP, College Station, TX)を用いて行った。有意水準は0.05とし、両側検定を用いた。

6)倫理的配慮

本研究計画は国立精神・神経医療研究センター倫理委員会にて承認された。

C. 結果

バーンアウトと説明変数の二変量解析の結果を表1、表2に示す。女性、30-39歳、保健福祉部、2012年7月に震災関連業務への従事があったこと、苦情相談対応、2012年7月の時間外労働時間が20時間以上の区分、最長労働月の時間外勤務が40時間以上

の区分、2012年7月に十分な休養が取れないこと、沿岸部勤務、2011年5月と2012年7月の職場内コミュニケーションが良くないことにおいて、バーンアウトが疑われるものではこれらの割合が統計的に有意に多かった。震災関連要因については、差異は見られなかった。

バーンアウトの下位尺度と説明変数の二変量解析の結果を表3、4に示す。疲弊感については、上記に加え、2011年5月までに自宅外生活があった、現在もしている者では、疲弊感のハイリスクが疑われる者の割合が有意に多かった。

シニシズムについては、2012年7月に震災関連業務への従事があったこと、苦情相談対応、業務地域以外において、疲弊感と関連している要因と同じ変数において、ハイリスクが疑われる者の割合が有意に多かった。

職務効能感の低下については、女性、2012年7月に休養が十分とれていないこと、2011年5月と2012年7月の職場内コミュニケーションが良くないことにおいて、ハイリスクと考えられる者の割合が有意に多かった。

多変量分析の結果を表5に示す。説明変数を一括投入して調整した結果、バーンアウトのリスクを高めていたのは、女性、最長労働月の時間外勤務が40時間以上80時間未満、80時間以上、同時点で休息が不十分なこと、職場環境として、2011年5月と、2012年7月の職場内コミュニケーションが不良、被災状況として、家屋損壊が半壊以上であった。

疲弊感のリスクを高めていたのは、女性、保健福祉部、2012年7月の震災関連業務の従事、2012年7月の時間外労働が20時間